

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府教育委員会は、私立高等学校等学び直し支援金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府教育委員会

公表日

令和5年10月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>私立高等学校等に通う生徒は、大阪府私立高等学校等学び直し支援金(学び直し支援金)交付要綱に基づき、学び直し支援金の支給を受けることができる。</p> <p>学び直し支援金の支給を受けるためには、保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークを通じて照会し、支給判定を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。</p> <p>①学び直し支援金の受給を希望する生徒からの受給申請、マイナンバーカードの写しの提出 ②保護者等の個人番号のデータ化 ③情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ④上記③で取得した保護者等の税額情報を基に支給の決定 ⑤支給情報を学び直し支援金事務処理システムに登録 ⑥学び直し支援金事務処理システムから生徒宛の通知文書を出力、生徒へ通知</p>
③システムの名称	学び直し支援金事務処理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
学び直し支援金個人情報照会ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項</p> <p>・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第3条第1項別表第1の項</p> <p>・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第2条第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号</p> <p>・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第3条第1項別表第1の項</p> <p>・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第2条第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大阪府教育庁私学課
②所属長の役職名	私学課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>大阪府府民文化政部政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 電話番号:06-6944-6066</p> <p>大阪府教育庁私学課小中高振興グループ 〒540-8570 大阪府中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階 電話番号:06-6944-6956</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大阪府教育庁私学課小中高振興グループ 〒540-8570 大阪府中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階 電話番号:06-6944-6956

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	IV リスク対策	なし	国の様式の改正に伴い、IVリスク対策の項目を追加	事後	
令和2年10月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	私立高等学校等に通う生徒の保護者等は、大阪府私立高等学校等学び直し支援金(学び直し支援金)交付要綱に基づき、学び直し支援金の支給を受けることができる。 学び直し支援金の支給を受けるためには、親権者を含む保護者(以下、「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークを通じて照会し、支給判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①学び直し支援金の受給を希望する保護者等からの受給申請、マイナンバーカード(通知カードも可)の写しの提出 ②保護者等の個人番号のデータ化 ③情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ④上記③で取得した保護者等の税額情報を基に支給の決定 ⑤支給情報を授業料支援補助金等事務処理システムに登録 ⑥授業料支援補助金等事務処理システムから保護者等宛の通知文書を出力、保護者等へ通知	私立高等学校等に通う生徒は、大阪府私立高等学校等学び直し支援金(学び直し支援金)交付要綱に基づき、学び直し支援金の支給を受けることができる。 学び直し支援金の支給を受けるためには、保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークを通じて照会し、支給判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①学び直し支援金の受給を希望する生徒からの受給申請、マイナンバーカードの写しの提出 ②保護者等の個人番号のデータ化 ③情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ④上記③で取得した保護者等の税額情報を基に支給の決定 ⑤支給情報を学び直し支援金事務処理システムに登録 ⑥学び直し支援金事務処理システムから生徒宛の通知文書を出力、生徒へ通知	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和2年10月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	授業料支援補助金等事務処理支援システム(仮称)、団体内統合宛名システム、中間サーバー	学び直し支援金事務処理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和2年10月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	大阪府府民文化情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 電話番号:06-6944-6066 (私立高等学校に係るもの) 大阪府教育庁私学課小中高振興グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階 電話番号:06-6210-9274	大阪府府民文化情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 電話番号:06-6944-6066 大阪府教育庁私学課小中高振興グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階 電話番号:06-6944-6956	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和2年10月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	大阪府府民文化情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 電話番号:06-6944-6066 (私立高等学校に係るもの) 大阪府教育庁私学課小中高振興グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階 電話番号:06-6210-9274 (私立専修学校・各種学校に係るもの) 大阪府教育庁私学課総務・専各振興グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階 電話番号:06-6210-9272	大阪府府民文化情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 電話番号:06-6944-6066 大阪府教育庁私学課小中高振興グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階 電話番号:06-6944-6956	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和5年7月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	大阪府府民文化情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 電話番号:06-6944-6066 大阪府教育庁私学課小中高振興グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階 電話番号:06-6944-6956	大阪府府民文化情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 電話番号:06-6944-6066 大阪府教育庁私学課小中高振興グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階 電話番号:06-6944-6956	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和5年10月19日	評価書名	私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務(私立高等学校)基礎項目評価書	私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務に係る基礎項目評価	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和5年10月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の名称	私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務(私立高等学校)	私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和5年10月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第2条別表第1の項 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第2条第2項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第3条第1項別表第1の項 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第2条第2項	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和5年10月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第2条別表第1の項 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第2条第2項	・番号法第19条第8号 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第3条第1項別表第1の項 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第2条第2項	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和5年10月19日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年3月9日	令和5年4月1日	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和5年10月19日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年3月9日	令和5年4月1日	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)